

報道関係者各位

2025年4月22日  
株式会社ゆうちょ銀行  
独立行政法人住宅金融支援機構

ゆうちょ銀行と住宅金融支援機構による業務委託契約の締結および  
災害復興住宅融資の取扱い開始

株式会社ゆうちょ銀行（東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長 笠間 貴之、以下「ゆうちょ銀行」）は、独立行政法人住宅金融支援機構（東京都文京区、理事長 毛利 信二、以下「機構」）と業務委託契約を締結し、機構が提供する災害復興住宅融資について、2025年5月7日（水）から取扱いを開始することといたしましたので、お知らせいたします。

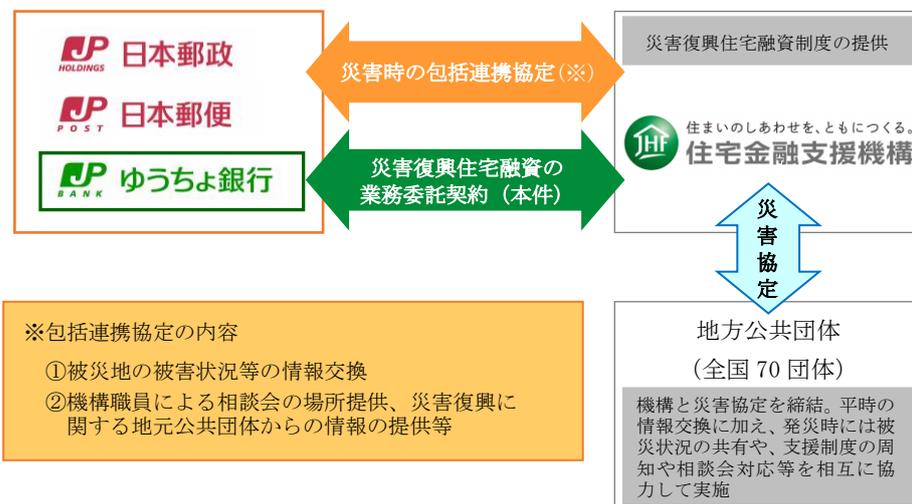
1 商品概要

地震等の災害で住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」または「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方が利用できる住宅復旧のための建設資金または購入資金に対する融資

(取扱店舗数)

ゆうちょ銀行	郵便局
41 店舗 (ローンサービス部設置店)	取扱無し

2 日本郵政グループと機構の被災地域の早期復興に向けた連携の全体イメージ



※包括連携協定の内容

- ①被災地の被害状況等の情報交換
- ②機構職員による相談会の場所提供、災害復興に関する地元公共団体からの情報の提供等

地方公共団体  
(全国70団体)

機構と災害協定を締結。平時の情報交換に加え、発災時には被災状況の共有や、支援制度の周知や相談会対応等を相互に協力して実施

本業務の実施により、お客さまの住宅ローンニーズに幅広く対応するとともに、被災地域の早期復興に向けた支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

株式会社ゆうちょ銀行 広報部（報道担当）03-3477-1653  
独立行政法人住宅金融支援機構 経営企画部（広報）03-5800-8019